

○議長（木下一己君） 会議に先立ちまして、12月1日付けの人事異動により、課長職に異動がありましたので、局長から紹介をいたします。

○事務局長（古屋宏彦君） 私から、異動のありました課長職を御紹介いたします。
政策推進課長になりました、桜木課長を御紹介いたします。

○政策推進課長（桜木 誠君） 桜木です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（古屋宏彦君） 建設水道課主幹から建設水道課長になりました、小林課長です。

○建設水道課長（小林大生君） 小林です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（古屋宏彦君） 以上で課長職の紹介を終わります。

午前10時 開会

○議長（木下一己君） ただ今から、平成30年第4回下川町議会臨時会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は、8名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、4番 奈須憲一郎 議員及び5番 大西 功 議員を指名いたします。

○議長（木下一己君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第3 諸般の報告を行います。

報告事項は、御手元に配付しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第4 議案第1号「企業に対する施設等の貸付けについて」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 皆さんおはようございます。

提案理由を申し上げる前に、臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

師走を迎え、この時期は各種団体などの行事がめじろ押しでございまして、何かと慌ただしい季節になってまいりました。

このような折、議員各位には、本年第4回臨時会の御案内をさせていただきましたところ、大変御多用な中、ご出席を賜り、心より感謝申し上げます次第でございます。

今臨時会に諮る案件は、単行案件2件、予算案件2件の計4件でございます。議員各位には、議案審査に当たりまして更なる御指導を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

それでは、提案理由を述べさせていただきます。

議案第1号 企業に対する施設等の貸付けについて、提案理由を申し上げます。

本案は、下川町郷土資料展示保存施設の一部を、下川町企業立地促進条例第6条の規定に基づき、「下川町における持続可能な開発目標を達成するための町外事業者との連携協定に基づき整備する工場」として、菓子製造工場へ改修し、企業へ貸付けするための議会の議決をお願いするものでございます。

貸付けする企業は、株式会社ベルシステム24ホールディングスであります。

同社は、東京証券取引所第1部上場企業であり、日本最大級のコールセンターを運営しております。

その企業理念を「イノベーションとコミュニケーションで社会の豊かさを支える」とし、楽しく、安心して、長期にわたり働くことができる、人に優しい職場づくりと、社会の豊かさへの取組を進めるとともに、新たな事業機会創出とサービスの創造に取り組まれております。

御案内のとおり、本年7月31日には、株式会社ベルシステム24ホールディングス、一般社団法人ラ・バルカグループ、下川町の3者が、ソーシャルイノベーションやフェアトレードを通じたSDGsの推進と持続可能な地域社会の実現に向けて連携することに合意し、協定を締結したところでございます。

この度の施設貸付けは、3者の連携により、SDGsに係るパートナーシップの実践の場として下川町郷土資料展示保存施設の一部を利活用し、障がい者雇用による菓子製造事業に取り組むものでございまして、官民パートナーシップによるSDGsの推進と持続可能な地域づくりのモデル事例を創出し、SDGs達成に貢献するものであります。

貸付けする土地及び建物については、「下川町における持続可能な開発目標を達成するための町外事業者との連携協定に基づき整備する工場等」として、下川町郷土資料展示保存施設の一部、鉄筋コンクリート造り一部2階建、延床面積1,146㎡のうち139.89㎡を予定しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますが、この事業に関しましては、私自身も今後のSDGsの取組を展開していく上で、学校などの遊休施設活用や社会が求めている障がい者雇用の福祉施策モデルになるものと確信しているところでございまして、確固たる信念を抱きながら執行してまいりたいと存じますので、よろしく御審議の上、御協賛くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） ただ今、議案第1号が提案をされました。質問をさせていただきます。

まず先立ちまして、菓子製造工場につきましては、設計費が前回…予算が提案されて、可決して、調査設計が進んでいるところでございます。その委員会の中で、法律、それから条例、規則等を踏まえながら整理をするようにということで、指摘もされていたかと思えます。そんなことを踏まえながら、基本的な事項につきまして、質問をさせていただきます。

まず、1点目でございます。

企業立地促進条例に基づき、貸付けをするものであるという提案理由でございました。

企業立地…いわゆる目的として、下川町における企業の立地を促進すると。立地を促進する…この条例で、これまで二つの事案がございました。古くは松澤光学さん、それから近年では王子ホールディングスさんが、その地で産業を営む…下川町において産業を営む、その施設を貸付けする。産業を営む事業体に貸付けをする。ですから、近年であれば、一の橋で試験研究施設を自ら営む王子ホールディングスさんにお貸しをすると…ということが、この条例の趣旨であり、基本的なことでもあります。

そこで質問でございますが、一つ、株式会社ベルシステム 24 ホールディングスさん…ベルと表現させていただきます。ベルが一の橋で自ら産業を営むのかどうか。基本的にはベルにお貸しするということですから、ベルさんが一の橋で自ら産業を営む…よってベルさんにお貸しするということの理解だと思っております。ベルさんが一の橋で営むのか。

さきのいろんなプレス…説明等でいうと、ベルさんは人材を派遣して、製品を発注する…そういう説明もあったんですが、そうしますと、いわゆる企業立地…一の橋で産業を営むのは誰なのか。その営む組織はどういう構成組織なのか。そこが営む主体であって、その中で誰が経営者なのか。そこでベルがどう関わるのか。

先ほどの提案説明では、3者が連携によって菓子製造事業に取り組むと。提案理由によると、一の橋で産業を営むのは、その3者連合による組織体。そうしますと、条例で3者が営む組織体に貸付けをするというのが下川町における企業の立地を促進する…企業立地…そこで営む…ということになるのではないかと…条例に基づく…これ基本的なところでございます。それが1点目。あくまでSDGsというのは協定の話でね、SDGsの協定を結んだから…承知しているのは…先ほどいったベルさんは人材派遣であって、そこ

が発注するところであって、全面的に委託するとかしないとか…そういう話を聞いているのではございません。

2点目、SDGs…先ほど信念を抱いて…ということがありましたが、今年、下川町における持続可能な開発目標推進条例が制定され、7月1日から施行されております。

それには基本的な考え方、手続き、いろんな町民会議、評議員会があります。条例に基づく手続きが…取られての提案なのか。

3点目、行政財産、普通財産…公有財産を貸付けすると。基本的には、公有財産の行政財産、普通財産…どの財産を貸付けするのか。

4点目、土地も貸付けすることになっております。土地も…どの部分を…全部を貸付けするのか、建物は一部でございますが、土地はどの部分を…全体を貸すのか、一部を貸すのかというところです。

その4点、まず基本的なところについて、御質問をさせていただきます。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（武田浩喜君） それでは御質問にお答えをしたいというふうに思います。

まず、企業立地促進条例に基づく貸付けということで、地域で産業を営む事業所に今貸付けをするということです。ベルさんに今回貸付けをするわけでございますけれども、基本的にはベル株式会社さんが自ら雇用する従業員…管理者と障がい者でございますけれども、そういった自ら雇用する従業員が一の橋の菓子製造工場で製造をするということでございます。ただ、ベルさんが最終的に販売までなかなかできないという社内事情もあるようですので、そこについて今想定されているのは、現地の法人との委託契約の中で、そういったところを整理しながら、ベルさんが地域で製造するという整理をしているところでございます。

2点目のSDGsの条例に基づく手続きでございますけれども、これについては、それぞれ所要の手続きを踏んでいるというふうに考えてございます。

それから、3点目のどのような財産として貸付けをするかということでございますけれども、今現在、一の橋のあの施設につきましては、ふるさと交流館の附属施設という位置づけになっておりまして、財産区的には行政財産でございます。ですから、行政財産を貸付けするというので、これについては自治法の規定に基づきまして、自治法238条の4第2項第4号の貸付けによって貸付けをするというものでございます。

それから、土地についてでございますが、こちらについても…建物の貸付けする面積がございまして、それと同等の面積分を土地の貸付料として算定をし、貸付けするという考え方でございます。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 設立する組織…作る組織はどういう組織になるのか。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 現地で作る組織ということによろしいでしょうか。

今想定しているのは、現地での法人を設立するということを想定されているようです。

それで、そこについては、地域にありますNPO法人 地域おこし協力隊、それから一般財団法人が地域にございますので、それらを中心に新たな法人を設立するという考え方でございます。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） ですから、そこがね…製造するわけですよ…実際ね。

企業立地というのは、その地で立地して…立地というのは産業を営むところ…その地で誰が事業を行うか。ですから、ベルが直接来て、そこで製造するわけではないんですよ。

あくまでベルは人材を派遣して、委託をして、生産するのは現地の今これから作られるところが製造する。そこに貸付けする。今までもそうですよね…現地法人が立ち上がって、そこが製造する、そこにお貸しするということ。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 人材を派遣するわけではありません。ベルが直接雇用した…従業員といいますか…社員。雇用がどういう形態になるかというのは、正社員…いろいろな形態がありますのであれですけども、従業員が一の橋の工場内で製造するということです。

最終的には、ベルさんの会社としては、販売ができないようですので、その部分について委託契約の中で現地法人と契約を結びながら、一の橋の法人の方から販売をしていくというような流れをつくるということでございます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 私の認識が違っているのかもしれないけど…ベルさんが製造するということですか…菓子を…直接。ベルさんが直接製造するということで、先ほど言った委託するということではない…直接製造すると…事業としてね。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） ベルさんが雇用する従業員が製造するということです。ですからベルさんが製造する。ただし、販売はできないので、その分を…委託契約の中で販売を現地法人で担っていただくという流れです。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 一般的に製造をするところ…人材を派遣してね…先ほど言った採用されているところで…通常の家もそうじゃないですか…人材派遣してね、給料は自社から払って、その後に製造委託でお金を出している…今人材不足でね。人材派遣会社から人材を派遣して、人材派遣から来る人が製造するんですよ…確かに…物は。委託するわけですから、派遣されている人が作る…その人が作る…普通の工場でもそうですけど。その賃金はそちらで払って、その人が採用されて、その人が作るのはいいんです。現地に貸付けする…3者でできるかどうか…現地が作る場所に貸付けするということに対して何が問題があるんですかね。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 何回も申し上げますけども、人材派遣の契約を結んで人を派遣するということではございませんので、そういった意味でベルさんがそこで製造するというところで事業を組み立てているというところでございます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） これは水掛け論の話で…人材派遣という…分かりやすい言い方をしたんですが、人材派遣でなくて、そこから人が来て作って…委託する…ですよ。自ら作らないわけですよ。その人は作るんだけど…何を委託するんですか。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 先ほど申し上げたとおり、製造はベルさんの従業員がいたしますので、ベルさんとして製造したチョコレートを販売できないという…社内定款上といたしますか…そういったところがございますので、そういった部分について現地法人の方に委託をするというようなことでございます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） それはちょっと…認識の違いであれですけども、基本的なところなので…条例の手続きでね、例えば町民会議、それから評議員会、これいつ開催されて、この事業が提案されて理解がされておりますか。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） ちょっと今手元に資料がございませんので、確認させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（木下一己君） 暫時休憩といたします。

休 憩 午前10時23分

再 開 午前10時34分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。
答弁を求めます。
副町長。

○副町長（武田浩喜君） 大変お待たせして申し訳ございません。

条例に基づく手続きの関係でございますけども、SDG s 未来都市の関係につきましては、当初の提案を考えていったのが平成29年度ということになってございますので、その時点から総合計画審議会の中にSDG s 未来都市部会というのを立ち上げまして、専門的に御審議をいただいているところでございます。

条例が制定されたのが平成30年…今年度の7月ということになってございますので、それ以前から総合計画審議会のSDG s 未来都市部会の方でこのSDG s に関する事業については御審議をいただいて、御意見等を頂いているところです。

今、条例に基づく町民会議がありますけども、こちらについては今までずっと御議論をいただいておりますSDG s 未来都市部会と同じ人で構成をするというふうに考えて位置づけておりまして、そちらの方で審議をしているという流れでございます。

もう一つ、評議員会につきましては、まだ設置をしてございませんけども、今後、SDG s のいろいろな事業、計画の推進について御意見を頂くために設置をしてみたいというふうに考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 基本的に…総合計画の条例かな…その部会ではやっているけども、条例に基づいては手続きをしていないという理解で…受けました。

SDG s の条例というのは、本当に政策の一丁目一番地の条例だと思うんですね。評議員会とかね…手続きをしっかり踏もうということで条例が出来て…ということだと思うんです。すみません…質問に関わる前段の部分なので御容赦いただきたいと思います。

さきに戻りますけども…こういう理解でよろしいんですか。菓子製造がされますよね、それは製造者が明記するわけじゃ…あるじゃないですか…製造者がどこどこ…販売者がどこどこ。ですから菓子製造の製造者という表記がベルにあると…菓子製造の明記がベル、販売が今度設立される…という理解でいいということでしょうか。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 今回のチョコレートについては、久遠チョコレートブランドでの販売ということになりますので、販売は全て久遠チョコレートというかたちになると思います。

製造については先ほど申し上げたとおり、ベルとして製造して、社内事情がございまして、そこに製造者としての表記もできないということになっているようですので、現地の…販売も含めてやっていくということに整理がされるというふうに思っております。

○議長（木下一己君） 簡潔に進めてください。

7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） じゃあ製造ってベルじゃないということじゃないですか。すみません…これ以上いいです…はい。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 二、三、確認しておきたいんですが、一つは、一の橋にこういう工場を立地するというか…操業を始める前提での今回の議案なんですが、御承知のとおり、あの施設は郷土資料展示施設というか保存施設的な要素で、行政財産で、その所管が教育委員会だと思うんですけども、このように提案する以上は普通財産に所管替えをして、区分分けをして改めて貸付けをするという手続きだと思うんですよね。

したがって、教育委員会の方では、元の一の橋小学校の校舎が、道教委には当然…現在の利用方法の許可か承認を得ていると思うんですが、それに関して一部民間企業として利用する場合に、そのへんの事については十分な手続きを経たり…いわゆるオーケーをもらっているのかということと、それから、下川の教育委員会の中でこういった事業内容が説明されて、行政財産として所管している教育委員会から普通財産として総務課の財産管理の方に移管されるはずですけども、そういったことの詳細を教育委員会議でしっかりと示されているのであれば、いつ頃そういったことの実行が行われたかということをお聞きしたいと思います。

もう一点は、この議案なんですが、貸付けする施設等の中に土地ということで…先ほど議員が土地の貸付けも含まれるんですかという質問があったんですが、答弁は土地の貸付けなんで…私どもは印象としてはあの施設を貸付けして、そして後に機械を貸付けるんだと、そんなふうに理解したんですが、土地というのは…どんなふうなものなのかということと、それから、建物の中に電気設備及び機械設備等一式とありますが、少なくとも機械設備一式というのは、財産の分類からいうと土地、建物と物品だと思うんですよね。そうすると、ここに物品と思われる機械設備等一式を建物に括っているということは、ちょっと議案としてどうなのかなという思いがありますので、全く問題ないですよということであればそのようにお答えを頂ければいいかと思うので、私の質問は終わります。

○議長（木下一己君） 教育課長。

○教育課長（堀北忠克君） 一点目の質問についてお答えいたします。

まず、道教委との協議でございますが、先般、道教委の施設課と協議いたしまして、まず今回、施設を社会教育施設から工場ということで…用途の転用をする関係で、財産処分報告書について文部科学大臣に提出するというので、本来であれば工事開始の2か月前にしなければならないんですけど、面積確定が遅れたことで11月28日付けで提出済みで、今、文科省に書類は届いているところです。

今後の手続きですが、これが通ると4月以降…貸与となりますので、民間に貸し出す部分について財産処分承認申請書…これが3か月前に提出しなければなりませんので、これを12月末までに道教委を経由して文科省に提出するところでありまして。この施設の…道教委と協議済みでございます。

平成27年7月以降に、文科省の企画部長からの通知によりまして、現在有償で貸し出す場合については、補助金事業完了10年後でございますので、承認の手続きを取った後、国庫納付金相当分を基金として積み立てるということになっております。

また、教育委員会におきましては、8月30日に、チョコレート工場に転用するというのを説明し、承認を頂いているところでございます。

また、文化財審議会にも、3月19日の会議で、チョコレート工場の転用について説明し、承認を頂いているところでございます。

また、最終的に図面が11月末に確定したということで、この図面についても教育委員、それから文化財審議会に説明し、承認を頂いているところでございます。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 土地についてでございますけども、基本的には建物を貸し付ける面積相当分の土地について、貸付料の算定に算出をするということです。行政財産の使用料条例に基づいて貸付料を算定しておりますので、そういった部分で建物を貸し付ける面積相当分の土地代を頂くということで、言わば貸付けした建物の底地という言い方がいいんでしょうか…そういったところで貸付けをするという考え方でございます。

それから、電気・機械設備につきましては、改修工事と併せて実施をする内容となっておりますので、改修した建物と一体というふうに考えておりますので、そういったことで便宜上そういった形で記載をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） おおむね理解できました。教育委員会の方もしっかりと手続きを踏んでいるんだなというふうに思いましたけども、もう一点…今の副町長の答弁の中に、貸付料の関係で…行政財産使用料条例に基づく貸付料も想定しながらということなんですけど、行政財産と普通財産では、貸付け…これは貸付けですから、使用料と違って通常の行政財産使用料条例を根拠とするような貸付料算定は無理だと思うんですね。やっぱり近隣の賃貸料ですとか…そういったことを参考にしたり、現行…行われている町有施設を貸

付けしている工場等の賃貸料なんかを参考にすべきであって…そのように思いますけれども、貸付料の決定についてはそのようにお考えでしょうか。どちらなんでしょうか。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 貸付料の算定については、基本的には貸付けですので、相手方の契約に基づいて額が確定するというふうに最終的には思っております。

ただ、町の方の算定の基礎として、今近藤議員が仰られたとおり、普通財産の貸付けについては近傍類地の貸付料を参考に決めるということになってございますが、そういったものが…類似施設がきちんとない場合については、行政財産使用料条例を参考にして貸付料を算定するというふうになっておりますので、今現在そういう近傍類地の貸付料…同じような建物で同じような貸付けがあれば別ですけども、そういった事例がないというふうに判断をしておりますので、そうした場合には行政財産使用料条例に基づく貸付料を…参考としながら、貸付料を決めていくという考え方です。以上です。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 今までの議論ありまして、企業さんが絡む関係で…取り扱いもあるんで、休憩動議を出させていただきたいと思うんですが。

○議長（木下一己君） 休憩動議が出ましたが、賛成の意見がありますが、休憩に入りますか。異議なしですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） それでは、ただ今から暫時休憩といたします。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前11時47分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

副町長。

○副町長（武田浩喜君） 先ほどの私の答弁の中に、ベルさんが製造販売ができないのは定款上できないとお答えをしたかと思っておりますけども、こちらについてはちょっと確認が正確にできておりませんでした。正式には、社内的に製造販売については今まで取り組んで

いないということで、今回の件についてもやらないということでございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第1号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第5 議案第3号「平成30年度下川町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第3号 平成30年度一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成30年度一般会計の第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出にそれぞれ5,660万円を追加し、総額を50億8,231万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、実施設計などの完了によるもの、自動車損害に係る示談成立などによるものでございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、民生費、農林業費、商工労働費、教育費で、公共施設における低炭素設備の導入に係るリース料をそれぞれ計上しております。

また、民生費では、議案第2号に関連して賠償金を。

商工労働費では、菓子製造施設整備に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源といたしまして、国庫支出金、諸収入、町債を計上しております。

第2条の債務負担行為補正につきましては、公共施設の低炭素設備導入に係るリース料をそれぞれ追加するものであります。

第3条の地方債補正につきましては、菓子製造施設整備事業に係る委託料及び工事請負費等を補正計上することに伴い、限度額を増額するものでございます。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 1号に関連して、基本的な…法令等に基づいてどうかというところを確認いたします。

事項別明細書の5ページの環境未来都市の施設備品購入費、これは一の橋の菓子製造に伴う備品だと思うんですけども、これを貸し付けるという理解でいいのか。いわゆる物品というのは生産に関わる施設ですね…いわゆる生産ラインですよ…生産ラインに関わる施設備品、これを貸し付けるという理解でいいのか。貸し付けるとしたら、何を根拠に貸付けするののかというところを質問いたします。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 備品購入費で計上しました物品については、貸し付ける方向でございます。貸付けの根拠としましては、財務規則220条に基づく物品の貸付けによりまして貸付けするものでございます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） いわゆる物品について、財務規則で貸し付けるということなんですけど、地方自治法239条、物品とは…いろいろ定義があるんですけども…地方公共団体が使用するために補完する動産…いわゆる貸付けするために購入ができるという根拠は財務規則ではないと思いますが、いかがか。

さらに物品を貸し付ける場合は、地方自治法237条、財産の管理及び処分…財産とは公有財産、物品等をいうんですけども、つまり財産を貸し付ける場合は、条例…これらの場合によらなければ貸付けすることができないというふうになっています。財務規則で貸付けできるという根拠にはならないと思いますが、質問をさせていただきます。先ほど言った上位法に基づく地方自治法…。貸付けするために買う事ができるという解釈ができないという意味です。有る物で…使わない物だとか、既存の物、備え付けの物の備品については貸付けができる。それは財務規則に基づいて貸付けができる。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます…暫時休憩といたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午前11時58分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

答弁に時間を要するというのでありますので、ただ今から13時15分まで休憩といたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時15分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。
答弁を求めます
副町長。

○副町長（武田浩喜君） 先ほどの質問にお答えをしたいと思います。

まずは、地方自治法 237 条に基づく関係でございますが、この 237 条につきましては、財産について条例又は議会の議決による場合でなければ…途中省きますが…貸付けをしてはならないという規定になっておりまして、これを受けまして、町の方としましては、条例を制定してございます。財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例を制定してございまして、この条例に基づきまして貸付け等できる場合を規定しております。

物品につきましては、第 7 条で、物品の無償貸付又は減額貸付ということで、こちらで規定をしておりますとともに、先ほど申し上げましたとおり財務規則の 220 条で物品の貸付けを規定しているというところでございます。

それから、貸付けを目的とした物品が買えるのかという御質問があったかと思うんですけども、239 条に物品とは地方公共団体の所有に属する動産であるという規定でございませぬ。

こちらについて、町の施設につきましては、事業推進上…様々な支出をするわけでございますけども、必要な施設の開所とともに、必要な備品を購入するものでございます。

調べてみますと、地方自治法の 239 条の逐条解説の中に、物品は貸付けを目的とするもの以外は原則として貸付けすることはできない…ということがございます。つまり、貸付けを目的とするものは貸付けをして良いということですので、貸付けを目的とした物品も地方自治体の財産…物品の中には存在するということになりまして、先ほど申し上げたとおり、事業推進上、必要な備品について購入をし、自治法、あるいは条例の規定に基づき貸付けするという考え方でございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） ちょっとよく理解できないんですけども…いいですといいますか…。財産云々条例というのは、無償で貸付けするとか、減免するという話だと思うんですけどね。

それに関連してですけども、今まで下川町における産業振興、それから企業振興については、上物含めて設備投資…企業さんの営業活動ですから…上物を整備する場合、補助又は貸付けする。生産ラインについては、いわゆる物品、備品については、補助…こういう生産ラインを入れますよ、物品を入れますよ、償却資産を入れますよというのは補助、または整備するというのは利子補給というのが町の一貫したスタイル…考え方です。

なぜかという、企業さんの営利活動でするわけですから、生産ラインは貸付けをするということではなくて、企業さんの営業の中でやってくれという基本的な考え方でそうしてきたと思います。

それを大前提にして、今回、営業活動、生産活動に上物も貸す、生産ラインの物品も貸すという大きな政策転換ではないかなと思うんですが、それをまずお聞きしたい…質問です。というのは、例えば運送業さんが備品…いわゆる物品のトラックを買うと、それに対しても補助金が付くと、町がそれを買って企業さんに貸さなければいけない。木工場も生産ライン…備品を買ったり、物品を買うときには、今後、補助が付けば貸さなければいけないという…これ一つの政策の大きな転換だと思うんですが、基本的にはそういうことで政策を転換して、今後、町は生産備品を買う場合については補助金が付けば一貫して企業さんに…それを町が買ってお貸しするという考え方につながるという理解なんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） これは全ての企業ではなくてですね、あくまでも今回…政策的なSDGsという取組の中で連携協定を結び、そして一の橋集落というところを活性化させていきたいと。さらに、障がい者雇用という新しいビジネスモデルを下川町でやることによって…北海道で初めてなものですから…こういう展開が次のところへ広がっていくのではないかと。

そういう中で、備品については、行政財産である学校をパッケージで…備品も一緒になって貸付けをしていくという考え方であります。そこで必要な備品については購入をして、そして改修した施設とともに貸付けをするという…。なかなか法律の中では解釈というのは拡大されてしまいますので、狭いところはないんですけども、そういう考え方で本町としては進めていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 今、町長が…いわゆる条件がそろえば地元の木工場さんも…条件がそろえばね…生産ラインは町が整備をして貸す可能性があるという理解でよろしいですか。それをもし貸さないとしたら、何を根拠にして貸さないのか。町長の政治判断で貸さないのか。御承知のとおり、法令に基づいて執行していくわけですから。今回聞きたかったのは、何を根拠にして法令に基づいて貸すのかということをお聞きした。これが一つのモデルになるということ…。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 今も申しましたけど、今回のこの事業については、町としても政策的に進めていきたいという大きな概念を持っています。単なる企業の利益のところだけではなくてですね、社会福祉、そして社会の活性化を目指してやっていくという大きな理念の中で、今回こういう事業を進めてきたというところがありますので、そういう中での施設や備品であるということ御理解いただければと思っております。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第3号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第6 議案第4号「平成30年度下川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第4号 平成30年度下川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成30年度介護保険特別会計の第3回目の補正予算でありまして、介護サービス事業勘定で、歳入歳出にそれぞれ22万円を追加し、歳入歳出総額を3億6,135万円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、総務費では、低炭素設備等借上料を計上しております。

また、財源といたしまして、あけぼの園基金繰入金を使用料及び賃借料と同額計上しております。

第2条の債務負担行為につきましては、低炭素設備導入に係るリース料について、期間及び限度額を定めるものであります。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 確認させてください。このバルクリースの関係で介護保険特別会計の補正予算が提案されるわけですが、あけぼの園の施設が…私どもの手元にあります参考資料によりますと…施設選定の考え方というところで①から⑤ほどあるんですが、それに該当する施設として今回改修をして低炭素の対策をすると。

これは確認です。簡単なことですが、病院についてはこの必要がない…選定対象外であるという判断でよろしいでしょうか。それだけ教えてください。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（武田浩喜君） そのとおりでございます。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第4号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第7 議案第2号「損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第2号 損害賠償の額を定めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、去る9月7日、総合福祉センターハピネスに来館し、駐車していた車両を傷つけたことに伴う損害賠償の額を定めるものであります。

本事故による損害賠償の相手方につきましては、御手元の議案に記載しているとおりですが、相手方の車両が駐車していた駐車場所に隣接する前庭の草刈りをブラシカッターで行っていたところ、冬場の滑り止め用の焼砂等が飛散し、車両を傷つけたものです。

このたび、過失割合が10割と確定し、44万1,466円を賠償することで示談が成立しております。なお、賠償金につきましては、一般会計補正予算で措置しております。

今後、このようなことがないように一層の注意を喚起し、再発防止に努めるとともに、被害者に対し深くお詫びを申し上げます。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） それでは、私の方から説明させていただきます。

本来であれば、事故が発生し賠償が必要な場合、行政報告をした後、速やかに補償等の手続きと示談交渉、そして示談交渉の成立後、補正予算の手続きをするという流れだと思っております。

今回の事故については、作業の際、車両移動のアナウンス、そして飛散防止策を取らず草刈りをしてしまい、配慮に欠けていた作業を行って傷を付けたと判断し、損害賠償をするものであります。

経過を申し上げますと、事故発生日は9月7日で、事故に至った状況を被害者、作業員

に聞き取り、そして傷の状況の確認、そして全国町村会総合賠償補償制度の取扱い、また損傷箇所の…草刈りによるものなのか、可能性の検証も含め、確認時間を要したところがございます。そのため、9月の定例会での報告ができなかったものであります。

最終的には、賠償責任の有無、過失割合等の判断が難しく、加入している全国町村会総合賠償補償制度への状況報告、解決に向けての支援等を要請し、過失割合、補償内容は適正と判断されたものであります。

相手方との話合いで、車の購入先であります札幌の販売店での修繕を望まれていたため、その見積りの時間も要し、10月15日に示談が成立したものであります。

そのような背景から、早急な報告ができなかったものでありますので、御理解願いたいと思います。

今後はこのような事故が発生しないように一層注意を払い、再発防止に努めてまいりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。以上でございます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） お諮りします。

委員会における議案審査のため、本日、午後4時まで休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認め、本日、午後4時まで休会とすることに決定いたしました。

以上をもって散会とします。御苦労さまでした。

午後1時30分 散会